## 給与所得者等再生による再生手続開始

**平成２９年（再ロ）第４号**

三重県四日市市鵜の森２丁目３番18号　Ｌａ・Ｔｅｒｒｅ鵜の森３Ｂ
再生債務者　岡本　章臣
1　決定年月日時　平成29年11月14日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年12月５日まで
4　一般異議申述期間　平成29年12月12日から平成29年12月19日まで
津地方裁判所四日市支部

**平成２９年（再ロ）第３号**

静岡県浜松市中区中島１丁目36番15号
再生債務者　冨永　公文
1　決定年月日時　平成29年11月14日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年12月12日まで
4　一般異議申述期間　平成29年12月22日から平成30年１月４日まで
静岡地方裁判所浜松支部再生係

## 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

**平成２９年（再ロ）第５号**

山形県上山市新町２丁目１番30―４号
再生債務者　吉田　隆志
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年10月30日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年12月５日まで
平成29年11月14日　　山形地方裁判所民事部

**平成２９年（再ロ）第５号**

兵庫県西宮市甲子園六石町３番15―201号
再生債務者　細見　祐介
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年11月11日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年12月５日まで
平成29年11月14日　　神戸地方裁判所尼崎支部

**平成２９年（再ロ）第５号**

和歌山県海南市黒江１番地236
再生債務者　西山　武志
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年11月13日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年12月11日まで
平成29年11月13日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２９年（再ロ）第１号**

福岡県京都郡苅田町与原2770　日産白石南寮ユースハウスＧ棟309Ａ
再生債務者　立石　智寛
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年８月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年12月12日まで
平成29年11月14日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

**平成２９年（再ロ）第１号**

埼玉県所沢市大字久米2087番地の21
再生債務者　市村奈津子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年11月９日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年12月14日まで
平成29年11月13日
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２９年（再ロ）第４号**

京都府舞鶴市字余部上54番地18
再生債務者　桑原　直美
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年11月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年12月15日まで
平成29年11月14日
京都地方裁判所舞鶴支部再生係

## 給与所得者等再生による再生計画認可

**平成２９年（再ロ）第１号**

静岡県富士市厚原1919番地の１
再生債務者　手嶋　幸夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年11月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年11月14日
静岡地方裁判所富士支部破産係

**平成２９年（再ロ）第１号**

福島県郡山市富田町字逆池北45番地の143
再生債務者　佐藤　一晃
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年11月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年11月13日
福島地方裁判所郡山支部再生係

**平成２９年（再ロ）第３号**

愛媛県松山市美沢２丁目３番31号　橋本アパート２階６号
再生債務者　山本　安広
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年11月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年11月14日　　松山地方裁判所民事部

# 会社その他の公告

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　いわき民報
掲載の日付　平成二十九年十月五日
掲載頁　二頁

（乙）掲載紙　いわき民報
掲載の日付　平成二十九年十月十六日
掲載頁　二頁

（丙）掲載紙　いわき民報
掲載の日付　平成二十九年十月二十五日
掲載頁　二頁

平成二十九年十一月二十二日
福島県いわき市永崎字馬落前四四番地
（甲）株式会社夕月
代表取締役　四家　宏之

福島県いわき市永崎字馬落前四四番地
（乙）マルヤス水産食品株式会社
代表取締役　四家　宏之

福島県いわき市永崎字馬落前四四番地
（丙）株式会社夕月商事
代表取締役　四家　宏之

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十年一月一日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年七月三十一日
掲載頁　二三九頁（号外第一六六号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年七月三日
掲載頁　六十七頁（号外第一四二号）

平成二十九年十一月二十二日
東京都品川区東品川四丁目一二番四号
（甲）株式会社アコーデイア・ゴルフ
代表取締役　田代　祐子

東京都品川区東品川四丁目一二番四号
（乙）株式会社アコーデイア・リテール
代表取締役　杉田　勝幸

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

株主総会の承認決議（各社とも会社法第三九九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は平成二十九年十二月二十一日でありり、両社を効力発生日は平成三十年一月一日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　平成二十九年七月三日
掲載頁　六頁

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年七月三日
掲載頁　九十三頁（号外第一四二号）

平成二十九年十一月二十二日
東京都品川区東品川四丁目一二番四号
（甲）株式会社アコーデイアＡＨ０１
代表取締役　田代　祐子

東京都品川区東品川四丁目一二番四号
（乙）ピーエスアール武蔵株式会社
代表取締役　田代　祐子